

令和 9 年度

国政に関する要望書

令和 8 年 8 月

神奈川県町村会

目 次

1 地方分権と地方創生の一層の推進

(1) 地方分権改革における提案制度の改善	1
(2) 町村事務負担の軽減	1
(3) 町村財源の安定的な確保等	2
(4) 地方交付税改革の推進	3
(5) 地方創生実現に向けた支援の充実	4
(6) 特別市の法制化について	4
(7) 空き家対策に対する財政措置	4
(8) マイナンバーカード利活用推進における財政措置等	5
(9) 基幹統計調査結果情報収集での自治体専用ページ設置	5
(10) 税収の落込みに対し発行できる新たな地方債の創設	5
(11) 国庫補助金等の予算措置	5
(12) 地域力の創造・地方の再生の推進	5

2 防災・防犯対策の充実強化

(1) 地震等防災対策の充実強化	6
(2) 原子力災害対策の推進	8
(3) 防犯環境の整備	8
(4) 警察官の増員と交番の増設	8
(5) 公共施設等総合管理計画の円滑な運用	8
(6) 防災・減災対策への迅速な対応	9
(7) 災害等における避難所開設に伴う財政措置	9
(8) 総合防災情報システムの充実	9
(9) 町村の個別避難計画の作成に係る財政措置等	9

3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

(1) 森林等自然環境の保全	10
(2) 循環型社会形成の一層の推進	10
(3) 地球温暖化防止に向けた支援の充実	11
(4) 航空機による騒音対応の強化	11
(5) 新たな外国人材受入れ環境の整備	11
(6) ジビエ活用を重視した有害鳥獣施策推進の見直し	11

4 保健・医療・福祉対策の充実強化

(1) 地域保健医療対策の充実	13
(2) 国民健康保険制度等の改革	14
(3) 介護保険制度の充実	15
(4) 障害者福祉施策の充実	16
(5) 2040年を見据えた社会保障制度の見直し	16
(6) 隣接自治体との生活圏等を勘案した生活保護級地の見直し	17
(7) 補聴器購入に対する公的補助制度の創設	17
(8) 民生委員の担い手確保策	17
(9) 医療的ケア児等の支援体制の充実強化	17

5 こども・子育て支援政策の推進

(1) 少子化対策の充実	18
(2) こども施策の推進	19

6 産業の振興及び観光施策の推進

(1) 地域商工業の振興	20
--------------------	----

(2) 観光施策の推進	20
(3) 食料供給困難事態対策法の運用	21

7 都市基盤等の整備促進

(1) 道路整備の促進等	22
(2) 河川海岸の整備促進	22
(3) 上水道の整備促進	23
(4) 都市基盤整備に関する交付金の充実	23
(5) 街区公園等規模の小さな公園の大規模改修及び 新規整備に係る補助制度の創設	24
(6) 持続可能な地域公共交通の確保	24

8 教育の振興

(1) 就学前児童の教育充実	25
(2) 学校教育の振興	25
(3) 重要文化財保護の充実	27

1 地方分権と地方創生の一層の推進

【要望項目】

- (1) 地方分権改革における提案制度の改善
- (2) 町村事務負担の軽減
- (3) 町村財源の安定的な確保等
- (4) 地方交付税改革の推進
- (5) 地方創生実現に向けた支援の充実
- (6) 特例市の法制化について
- (7) 空き家対策に対する財政措置
- (8) マイナンバーカード利活用推進における財政措置等
- (9) 基幹統計調査結果情報収集での自治体専用ページ設置
- (10) 税収の落込みに対し発行できる新たな地方債の創設
- (11) 国庫補助金等の予算措置
- (12) 地域力の創造・地方の再生の推進

【要望内容】

(1) 地方分権改革における提案制度の改善

提案制度については一律に具体的な支障事例を求めるのではなく、町村事務の効率化及び柔軟化の観点から、積極的に自治体の提案を実現するよう提案制度の改善を図ること。

(2) 町村事務負担の軽減

ア 町村に対する行政計画の策定や、各種の調査・照会業務については、新たな計画の策定を求める規定や通知は新設しないとする原則を遵守するとともに、簡略化・

廃止・統合など、積極的な見直しを進め、町村事務の一層の負担軽減を図ること。

イ 国が定額減税や給付金等を実施する場合には、国民に分かりやすい制度とし、支給時期なども含めて自治体の負担を十分に考慮すること。

(3) 町村財源の安定的な確保等

ア 地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性向上を実質的に担保するものであることから、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税との税源配分を見直すこと。

イ ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、アクセス道路の整備・維持管理、農薬・水質調査等の環境対策など、特有の様々な行政需要に対応しており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっていることから、今後とも、現行制度を堅持すること。

ウ 固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、納税者が理解しやすい税額計算の方法を検討するとともに、税収の安定的な確保のため、制度の根幹を揺るがすような見直しは行わないこと。また、固定資産税の非課税措置や特例措置を利用した経済対策等の延長は行わないとともに、整理・縮減を図ること。

エ 町村は、災害や税収の変動など将来の備えとして、基金の積立てを行っており、基金の増加を理由として、地方への歳出を削減するようなことはしないこと。

オ 地方消費税の清算基準については、最終消費地と税収の最終的な帰属地が一致しているとは言い難いため、より適切な清算制度を構築すること。

カ ふるさと納税ワンストップ特例制度による個人住民税減収分は、全ての自治体に対し、全額国費で補てんすること。

キ ふるさと納税の返礼品等に係る指定基準の見直しにあたっては、自治体へのヒアリングの実施や見直し案の事前公表、さらに見直しまでの期間を十分設けるなど、

自治体の負担を軽減すること。また、観光地所在地の宿泊施設に係る返礼品基準も不明確であることから、基準の根拠を明確にするとともに、指定基準についても見直しを図ること。

ク 消費税の減税は、町村にとって社会保障関係経費への影響が極めて大きいことから、減税を実施する場合は代替財源を明確化し、町村の財政及び施策に支障を生じさせないようにすること。

ケ ガソリン税暫定税率及び自動車税環境性能割の廃止は、町村の財政に大きな影響を与えていることから、安定的かつ恒久的な代替財源を確実に確保し、町村の財政運営に支障を生じさせないようにすること。

(4) 地方交付税改革の推進

ア 自治体の安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源の総額を引き続き十分に確保し、臨時財政対策債制度は速やかに廃止すること。

イ 地方交付税の算定にあたっては、財政需要を適切に反映させ、町村における毎年度の予算編成に支障が生じないよう、十分な財政措置を講ずること。

ウ 国策として、インバウンド事業が進められているが、現在の地方交付税は、インバウンド観光に係る財政需要を反映した算定方法になっていないため、適切に反映した交付税算定を行い、必要な財政措置を講ずること。

(5) 地方創生実現に向けた支援の充実

ア 自治体が作成した「地方版総合戦略」や「地方再生計画」に基づき取り組む事業に対しては、地域未来交付金等の地方創生関連予算を十分に確保するとともに、地方の意見を聴き、事業の一層の促進のため更なる改善を図ること。

イ 国の重点施策である「自治体の情報システムの標準化・共通化」に係るガバメントクラウドの利用料及び標準準拠システムへの移行に伴うシステム運用経費の増加分については、全額を直接補助により確実に財政措置すること。

ウ 町村がデジタル技術やデータを活用した行政サービスを行うにあたり、国は施策に対する補助を拡充するとともに、取扱ルールの制定や環境整備を一層推進すること。

エ 全国の自治体が地方創生関連の交付金を活用して整備したシステムについては、事例の紹介にとどまらず、国の標準パッケージとして提供するなど、国と自治体が足並みを揃えたデジタル化を推進できるようにすること。

オ 全国の自治体が、国からの通達により整備したセキュリティシステムに係るサーバ機器等が、機器の入れ替え時期を迎えているため、町村での機器等の維持・更新費用に対する財政支援制度を創設すること。

(6) 特別市の法制化について

現在、地方制度調査会において議論されている、いわゆる特別市については、道府県の分断や、特に財源の減少による町村への補完・支援機能の縮小など、町村行政に大きな影響を及ぼすことが懸念される。よって地域の分断を招く特別市の法制化は行わないこと。

(7) 空き家対策に対する財政措置

ア 町村が進める空き家対策について、国による財政支援の拡充を図ること。

イ 改正空き家対策特別措置法に基づく、固定資産税課税の軽減除外について、国として十分な周知を図ること。

(8) マイナンバーカード利活用推進における財政措置等

マイナンバーカードの普及と利活用に係る町村が必要とする経費については全額国負担とし、十分な財政措置を講ずること。

また、マイナンバーカードの安全・安定的な運用にあたり、システムの安全稼働等の対策を十分に講じ、セキュリティ問題の発生防止と信頼構築に努めること。

(9) 基幹統計調査結果情報収集での自治体専用ページ設置

各種基幹統計調査結果において、大都市と町村で同一レベルの情報が公開されていない場合があるため、町村が利用する際に、特別な手続きをとることなく必要な情報収集ができるよう、自治体専用ページを設ける等の方策を構築すること。

(10) 税収の落込みに対し発行できる新たな地方債の創設

現行制度では、災害等で基準財政収入額に算定されない税目の収入が減少しても、減収補てん債を発行することができないことから、財源補てんとして発行できる地方債を創設すること。なお、償還に要する財源については、当該減収となった要因が災害等、特別な事情による場合には、その事情を鑑み、特別交付税措置を講ずること。

(11) 国庫補助金等の予算措置

町村が行う補助金交付対象事業については、安定した国庫補助金の予算確保を図るとともに、補助要件の緩和、手続きの簡素化や補助単価等見直しを図ること。

特に、施設整備事業については、建設業の残業上限規制や資材価格の高騰等により工事費の増が見込まれるため、実態に即した補助単価の設定や申請額どおりの交付決定となるよう、財政支援を充実させること。

(12) 地域力の創造・地方の再生の推進

地域おこし協力隊や地域活性化起業人制度については、三大都市圏外又は三大都市圏内の条件不利地域等に該当しない自治体にあっても制度の対象とし、活用にあたり特別交付税措置を講ずること。

2 防災・防犯対策の充実強化

【要望項目】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 地震等防災対策の充実強化(2) 原子力災害対策の推進(3) 防犯環境の整備(4) 警察官の増員と交番の増設(5) 公共施設等総合管理計画の円滑な運用(6) 防災・減災対策への迅速な対応(7) 災害等における避難所開設に伴う財政措置(8) 総合防災情報システムの充実(9) 町村の個別避難計画の作成に係る財政措置等 |
|--|

【要望内容】

(1) 地震等防災対策の充実強化

ア 南海トラフ地震、東海地震、神奈川西部地震、南関東地震など緊迫性が指摘される中、地震活動及び津波に関する観測・監視体制の強化を図ること。

イ 平成26年3月に取りまとめられた「大規模地震防災・減災対策大綱」は、防災DX、昨今の大規模地震の教訓や自治体の実状等新たな課題を踏まえ見直すこと。

また大綱に定められる対策については関係自治体と連携し、住民の生命・身体・財産を守るために、財政支援を含め、強化を図ること。

ウ 自治体庁舎の耐震化対策を強化するため、「緊急防災・減災事業債」の対象事業を拡充するとともに、制度を恒久化すること。又は、「市町村役場機能緊急保全事業」を早急に復活させること。なお、上記の両事業については、事業に係る住民合意を

得ることが重要なため、十分な事業期間を設けること。

また、資材価格等の高騰による工事費の上昇が今後も見込まれることから、庁舎の建築単価の引き上げを引き続き行うこと。

エ 消防団員の確保対策については、若い世代が入団しやすく、やりがいをもって活動できるよう、適切な支援策を講ずること。

オ 平成29年3月の道路交通法改正まで、普通免許で運転可能であった5 t 消防ポンプ自動車については、従来のとおり、普通免許で運転を可能とする特例を設けること。また、普通免許で運転できる消防ポンプ自動車を配備する場合に必要な財政措置の充実を図ること。

さらに、消防職員について、中型免許以上の取得に係る負担軽減のための財政措置を講ずること。

カ 消防車両、資器材及び消防救急無線設備等の更新や維持管理並びに指令センターや消防DXの推進に係る機器の更新・整備について、財政支援や地方債の拡充を図ること。

キ 消防広域化にあつては、広域化による運用経費等も含め、財政支援の拡充を図ること。

ク 自主防災組織が設置する防災備蓄倉庫は、「自助」「共助」を高めるために重要であるため、防災備蓄倉庫に限って建築確認を不要とするなど要件を一層緩和し、その設置を容易にする観点から、平成27年に発出された技術的助言を見直すこと。

ケ 災害時に避難情報等を一斉発信することで、正確な情報を適時に提供できる防災行政無線は、身体・生命・財産を守る重要な手段であるため、システムを安定的に運用できるよう、財政支援を講ずること。

コ 気象庁による大雨警報及び土砂災害警報等の防災気象情報の発表単位については、その多くが自治体単位となっているが、最初に警報基準に達した地点が、住民の居住地域から遠く離れた場所であっても、当該自治体全体を警報等の対象として発表さ

れるため、実際と異なる場合がある。自治体の対応に支障が生じていることから、実態に即した発表方法を確立すること。

サ 「緊急自然災害防止対策事業債」については、引き続き、自治体が防災・減災、国土強靱対策に取り組めるよう、事業を恒久化すること。特に農道防災に係る事業費上限を引き上げるとともに、農道橋や水管橋の点検費用に対する補助制度の創設も併せて検討すること。

(2) 原子力災害対策の推進

「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」を踏まえ、福島第一原発事故の早期収束に万全を期すこと。

特に、廃炉に向けた取組みについては、「中長期ロードマップ」に沿って、国の責任において安全かつ着実に推進すること。

(3) 防犯環境の整備

ア 「登下校防犯プラン」に基づき、町村が進める道路、公園等の公共施設の防犯灯や防犯カメラ、緊急通報システムなどの整備・更新に対して、社会資本整備総合交付金ではなく、独立した財政支援措置を講ずること。

イ 防犯灯類については、温室効果ガス排出量や光熱費の削減を図るため、多くの自治体がLED化を進めてきたが、今後、多くの更新が生じることから、財政支援措置を講ずること。

(4) 警察官の増員と交番の増設

犯罪、虐待、暴力、特殊詐欺被害などが後を絶たない中で、住民の生命の安全や財産の保護と、体感治安向上を図るため、町村部への警察官の更なる増員配置と交番の増設を進め、関連する予算の拡充を図ること。

(5) 公共施設等総合管理計画の円滑な運用

ア 公共施設等の老朽化対策と適正管理を推進するために町村が策定した「公共施設等総合管理計画」の取組みを一層促進するため、町村の実情を踏まえ、十分な財源措

置を講ずること。また、不具合が生ずる前に措置を講ずる「予防保全型」への転換の一層の推進を図り、そのための財源措置を講ずること。

さらに、町村がその実情によって条例で独自に設置する施設についても、その取扱いに差のないものとする。

イ 公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等の集約化・複合化、長寿命化といった事業に活用でき、公共施設等の見直しを推進していく上で非常に有効な地方債であるが、借入要件に該当しない場合があるため、各町村の実情に応じて柔軟な運用ができるよう制度の見直しを行うとともに、期限の延長を行うこと。

(6) 防災・減災対策への迅速な対応

近年、頻発する自然災害を踏まえ、緊急的・機動的に行うべき防災・減災対策に係る事業の実施にあたっては、住民の生命・財産を守る町村と密接に連携するとともに、事業費の迅速かつ確実な確保を図ること。

(7) 災害等における避難所開設に伴う財政措置

避難所の不足や、避難者の健康管理上の配慮等から、ホテルや旅館などの宿泊施設を避難所として借り上げる場合、災害救助法の適用基準に該当しない場合でも、必要な財政措置を講ずること。

(8) 総合防災情報システムの充実

「総合防災情報システム」については、マンパワーの脆弱な町村であっても、災害時に迅速かつ有効に活用できるよう、町村への利用支援を行うとともに、機能の追加等システムを充実しプラットフォームの着実な整備を図ること。

(9) 町村の個別避難計画の作成に係る財政措置等

町村における個別避難計画の作成経費については、普通交付税措置ではなく、直接補助による財政支援とすること。また、各自治体の策定基準に関する情報や、災害時に個別避難計画が活用された事例などの情報を収集・整理し、自治体に提供すること。

3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

【要望項目】

- (1) 森林等自然環境の保全
- (2) 循環型社会形成の一層の推進
- (3) 地球温暖化防止に向けた支援の充実
- (4) 航空機による騒音対応の強化
- (5) 新たな外国人材受入れ環境の整備
- (6) ジビエ活用を重視した有害鳥獣施策推進の見直し

【要望内容】

(1) 森林等自然環境の保全

ア 森林環境税については、国としてその趣旨や意義の周知・徹底を図り、納税者の理解促進に努めること。

イ 森林管理システムについては、業務運営対応力向上を図るため、町村向けの研修や技術支援などの充実を図ること。

(2) 循環型社会形成の一層の推進

ア 廃棄物の発生抑制とリサイクルを推進し、持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系の整備・拡充を進め、排出者責任や拡大生産者責任の原則の一層の徹底を図ること。

イ 廃棄物処理・リサイクル施設は、循環型社会形成の上で欠くことの出来ない施設であるのみならず、災害時には大量に発生する廃棄物を適正に処理するための受け皿となる重要な施設であることから、その整備や強靱化に係る循環型社会形成推進交付金の額を十分に確保し、交付対象経費の拡充と交付要件の緩和を図ること。

(3) 地球温暖化防止に向けた支援の充実

ア 専門人材の派遣など、地球温暖化防止対策推進法に基づく、町村の脱炭素に向けた取組みに対する支援を充実させること。

イ 地球温暖化の防止、エネルギーの地産地消や地域の活性化を図るため、町村等が太陽光、風力、水力発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入、整備する場合の手続きの一層の簡素化を図ること。

ウ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、交付要件を緩和するとともに、自治体がより活用しやすく、多大な財政負担が生じないように、対象事業や補助率の見直しを図ること。

(4) 航空機による騒音対応の強化

ア 自衛隊や米軍による飛行訓練等において、機体から発せられる轟音や低空飛行による脅威に対し、国は、事前に情報提供を行うとともに、住民への十分な説明を行うこと。

イ 現在、自衛隊航空機や米軍航空機別に複数の問い合わせ先が設けられているが、住民は地上から判別できない場合もあるため、航空機が不明な場合であっても一括して対応可能な問い合わせ先を設けること。

(5) 新たな外国人材受入れ環境の整備

在留外国人の増加に加え、多国籍化も進んでおり、日本人と外国人が地域で安心して生活していくためには、地方自治体（町村）は、様々な相談体制の強化を行う必要がある。そのため、外国人受入環境整備交付金など、十分な財源を確保すること。また、医療や福祉サービス及び防災対策などの外国人受け入れ環境整備にあたっては、国は、町村との連携を強化するとともに、必要な支援の充実を図ること。

(6) ジビエ活用を重視した有害鳥獣施策推進の見直し

深刻化・広域化する鳥獣被害対策としては、国はジビエを活用した取り組みを進めており、ジビエ活用の有無によって支援に差異が生じている。しかしながら、野生鳥獣に

よる農作物被害等が著しく、捕獲者の負担増もあり、極めて深刻な状況にあることから、ジビエ活用とは切り離れた上で、早急に個体の減少、撲滅に対する支援を強化すること。

4 保健・医療・福祉対策の充実強化

【要望項目】

- (1) 地域保健医療対策の充実
- (2) 国民健康保険制度等の改革
- (3) 介護保険制度の充実
- (4) 障害者福祉施策の充実
- (5) 2040年を見据えた社会保障制度の見直し
- (6) 隣接自治体との生活圏等を勘案した生活保護級地の見直し
- (7) 補聴器購入に対する公的補助制度の創設
- (8) 民生委員の担い手確保策
- (9) 医療的ケア児等の支援体制の充実強化

【要望内容】

(1) 地域保健医療対策の充実

ア 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が不足していることから、医師の偏在対策や勤務環境改善などを一層推進するとともに、抜本的な医師確保対策を講ずること。

イ 予防接種健康被害救済制度について、申請手続きの簡素化と迅速な審査を行うこと。

ウ 第4期がん対策推進基本計画に位置づけられたがん検診の受診率目標の達成のため、国庫補助対象の拡大、補助率の引上げなど、町村が行う検診に対し十分な財政措置の拡充を図ること。また、前立腺がんのり患者が急増している状況を踏まえ、前立腺がん検診をリスクに基づく選択的検診として実施する自治体へ財政措置を講

ずること。

エ おたふくかぜ等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とすること。その際には、交付税による地方財政措置ではなく、事業費用を国が全額負担すること。

オ 学童期以降の百日咳とポリオに対する免疫を維持するため、定期接種化の検討を促進させること。

カ 新型コロナや帯状疱疹ワクチンの定期接種事業については、交付税による地方財政措置ではなく、事業費用を国が全額負担すること。

キ 小児定期接種のうち特にMR（乾燥弱毒性麻疹風しん）予防接種については、第1期と第2期の接種期間が比較的短く、ワクチンの供給不足や偏在等により、この期間に接種が完了しないケースが発生している。ワクチンの安定供給の更なる促進を図るとともに、定期接種期間の延長など、柔軟に対応すること。

(2) 国民健康保険制度等の改革

ア 国保財政の構造問題に対する3,400億円の財政基盤強化策等の効果を検証するとともに、現在の国民健康保険制度の円滑な運営のため、必要に応じた財政補てん等の追加支援策を強化すること。

また、国保制度の安定的な運営に資するよう、国が責任をもって制度設計を行い、地方自治体と協議しつつ、引き続き国保基盤の強化を図ること。

イ 国民健康保険財政調整交付金や国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金など、負担割合が法令等で規定されている交付金等は負担割合を遵守すること。

特に、国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金は、健康診査受診率を上げるためにも、実支出額に見合う交付額となるように、算定方法を見なおすこと。

ウ 重度障がい者やひとり親家庭等への医療費助成については、国保財源である国庫負担金（療養給付費等負担金）の減額措置がとられているが、この措置を早急に廃止すること。

エ マイナ保険証への移行に伴い医療保険者の事務負担が増大しないようにするとともに、事務負担が増大する場合にあっては、その費用全額を国が確実に負担すること。

(3) 介護保険制度の充実

ア 介護給付費国庫負担金については、国の負担率を上げるとともに、調整交付金は国庫負担金と別枠として措置すること。

また、いわゆるインセンティブ交付金の予算額を増額するとともに、その財源は調整交付金等の現行の介護保険財源とは別枠で確保すること。

イ 介護報酬の改定にあたっては、現在の介護事業者の厳しい経営状況を的確に反映した報酬額とすること。また、地域区分については、市町村の意向も踏まえ、生活圏に配慮し、地域の介護サービスや、事業者間で格差が生じないように、十分に配慮して見直しを行うこと。

ウ 地域包括ケアシステム構築に向けて、市町村が設置する地域包括支援センターがその中核的な役割を十分担うことができるよう、業務実態が反映された適切な報酬額とすること。また、昨今の人件費増等の状況を踏まえ、補助上限額の見直し等を行い、十分な財政措置を講ずること。

なお、地域包括支援センターの3職種配置については、人材確保の観点から一層の柔軟な対応を図ること。

エ 介護保険制度の見直しや介護報酬の改定等にあたっては、被保険者であり、また利用者でもある住民が、もっとも影響を受ける立場にあることを認識し、十分な準備期間と住民への周知期間、及び町村が条例等の整備ができる期間を確保すること。

また情報提供は、最終案として町村が検討できる期間を配慮し、提供すること。

オ 介護保険制度の見直しや介護報酬の改定等に伴い、システム改修が必要となった場合の補助について、国の責務として、実際に支出する事業費全てを補助対象とし、補助率も拡大すること。

カ 介護事業者において、質の高い介護職員を確保でき、安定した事業運営ができるよう、介護人材の確保策及び処遇改善の更なる充実を図るとともに、独自に研修等を行う自治体や介護事業者の負担軽減を図るため、国の責任において十分な財政措置を講ずること。

キ 介護保険制度が開始されて25年が経過し、介護・医療報酬については見直しが行われているが、主治医意見書の作成料については例示額の見直しが行われていない。

昨今の社会経済状況等に鑑み、意見書作成料を早急に見直し、その例示額を提示すること。

(4) 障害者福祉施策の充実

ア 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費の国庫負担上限額を撤廃し、併せて地域生活支援事業については、町村に超過負担が生じないように、十分な財政措置を講ずること。

また、重度障害児者の生活安定と福祉の向上を図るため、国において、全国統一的な重度障害児者医療費助成制度を創設すること。

イ 障害者総合支援法第77条第1項第3号に基づき、障害者に対し日常生活上の相談支援を行う「障害者相談支援事業」については、事業の本質を捉えて、明確に社会福祉事業として位置づけること。

ウ 障害者の地域移行を推進する中で、グループホーム等の共同生活援助施設に入居している低所得の障害者に対し、家賃を対象として給付されている「特定障害者特別給付費」については、物価や家賃動向に連動するように、早急に給付制度を見直し、給付額の引上げ等を検討すること。

(5) 2040年を見据えた社会保障制度の見直し

高齢者人口のピークとされる2040年頃を見据えて、「給付」と「負担」の見直しによる持続可能な社会保障制度の確立に向けた取組が進められているが、社会保障制度改革を進めるにあたっては、国・県・町村のそれぞれの事務が可能な限り簡素化でき

るよう、制度の抜本的な見直しを行うこと。

(6) 隣接自治体との生活圏等を勘案した生活保護級地の見直し

生活保護法において、自治体ごとに級地が定められているが、隣接する自治体との人的・経済的結びつきが強く、生活圏が密接に重なり合っているにもかかわらず、級地区分が異なるため、保護の内容に不均衡が生じている状況が見受けられるため、級地区分を地域の実情に即し見直すこと。

(7) 補聴器購入に対する公的補助制度の創設

高齢者人口が増加する中、補聴器を必要とする高齢者が、生活の質を落とすことなく、心身ともに健やかに過ごすことができるよう、加齢性難聴者への補聴器購入に対する国による全国統一の公的補助制度を創設すること。

(8) 民生委員の担い手確保策

民生委員については業務負担が大きく、担い手不足とともに民生委員活動に伴う必要経費の増大も課題となっている。民生委員の欠員を解消し、地域福祉の充実を図るため、民生委員が活動しやすく、負担の少ない持続可能な制度を構築すること。

(9) 医療的ケア児等の支援体制の充実強化

医療的ケア児等への支援は、医療的ケア児等コーディネーターを中心に必要な機関等が連携し支援体制の構築に努めているが、医療的ケア児等コーディネーターが配置されていても、地域で活用できる社会資源が乏しく支援体制の構築が困難なことから、支援に係る報酬を拡充するとともに、新たに事業を開始する事業者に対しても財政的補助を行う等の施策を講ずること。

5 こども・子育て支援政策の推進

【要望項目】

- | |
|------------------------------|
| (1) 少子化対策の充実
(2) こども施策の推進 |
|------------------------------|

【要望内容】

(1) 少子化対策の充実

ア 少子化や人口減少の進行は、社会保障制度はもちろん、社会経済に与える影響も甚大であり、結婚、出産、子育てなど多くの要素が複雑に絡み合っている。その解決にあたっては、総合的な対策が必要であり、国の根幹にかかわる問題であるため、国が責任をもって対応すること。

イ 子育てにおける親の経済的負担の軽減や、出産後の雇用の確保など、仕事と子育てを両立できる環境整備に向け、子育て支援策の一層の充実・強化を図ること。

特に、幼児教育・保育における保育士等の確保が困難な状況であることから、町村の意見も踏まえ、財政支援を含めた必要な人材確保策の強化を図ること。

また、子ども・子育て支援交付金の対象事業については、保護者のニーズに対応できるよう交付基準額の見直し（増し）を行うこと。

ウ こどもの医療費の助成は、こどもの健全育成と保護者の経済的負担軽減のための重要な支援策である。少子化対策の観点からも、国において、全国統一的なこどもの医療費助成制度と、ひとり親家庭等医療費助成制度を創設すること。

エ 幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、いわゆる「幼児教育類似施設」に通う保育の必要性のないこどもに対し、令和3年度より利用料の一部を給付しているが、子育て支援の拡大を図る観点から、満3歳児以上のこどもの利用料を無償化

するよう制度の見直しを行うこと。

オ 給食費の無償化については、全国どこでも、子育て世帯がその恩恵を受けられるという観点から、自治体負担なく全額国の負担とし、全国一律で実施すること。またその趣旨や目的を明確にし、適切に予算化すること。なお、実施にあたっては地域ごとの状況を十分に鑑みた、食材費の額等を設定し、適正な価格での食材購入ができるような制度とすること。

カ 全ての妊婦が平等に安心して妊婦健康診査を自己負担なく受診できるように、交付税による地方財政措置ではなく、事業費全額を国が負担すること。

キ 子ども・子育て支援納付金保険料が「実質的な負担増」とならないことについて、国の責任において被保険者の理解促進を図り、周知すること。また、「実質的な負担増」となる場合、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第47条第5項に基づき、必要な財政支援措置等を行うこと。

(2) こども施策の推進

こども施策の推進にあたっては、こども家庭庁を中心として、多様な手法を検討・活用し、当事者であるこどもや若者の意見の把握に引き続き努めること。また、併せて町村をはじめ様々な関係機関と緊密に連携すること。

6 産業の振興及び観光施策の推進

【要望項目】

- (1) 地域商工業の振興
- (2) 観光施策の推進
- (3) 食料供給困難事態対策法の運用

【要望内容】

(1) 地域商工業の振興

地域商工業の活性化と担い手の確保・育成のため、地域経済の構造変化や社会情勢、地域の実態等を踏まえた町村の取組に対し、迅速かつ適切な支援を行うこと。

また、地域中小小売店の振興と地域コミュニティーを担う商店街の活性化のため、商業施設等の整備や空き店舗への店舗誘致等の取組が一層推進されるよう、必要な税財政措置の拡充を図ること。

さらに、地場産業の振興や地域資源のブランド化を図る事業者等に対する支援の一層の充実を図ること。

(2) 観光施策の推進

ア 国内観光の活性化や、インバウンド拡大を図るため、自治体の情報発信や、Wi-Fi環境等の情報インフラ整備、また、地元の観光資源を活用したニューツーリズム事業等の推進に対し、積極的な財政支援を行うこと。

イ ヤマビルの発生は、観光客に被害を及ぼし、国内外の誘客の障害となり、観光事業への打撃となっている。観光の活性化と観光客の安全性の確保を図るため、ヤマビル対策に係る環境整備等に対し財政支援を充実させること。

ウ 観光イベントにおける観光客の交通手段の1つとして、バスは大きな役割を果た

しているが、運転手不足による減便等の輸送力の低下が、観光行事を取り巻く環境に大きな影響を与えている。

そこで、運転手不足の解消に向けた具体的な施策を講ずるとともに、道路運送法第21条に基づく一時的な需要に係る一般貸切・一般乗用旅客自動車運送のための交通事業者への財政支援や、観光地への誘客、及び観光地の観光消費額促進に向けた地域内の周遊性向上のために行う自治体の取組みに対し、具体的な支援策を講ずること。

(3) 食料供給困難事態対策法の運用

食料供給困難事態対策法については、私権制限等に対する事業者の不安があることから、これを払しょくし、理解を得られるよう国として丁寧な説明を行うこと。

7 都市基盤等の整備促進

【要望項目】

- (1) 道路整備の促進等
- (2) 河川海岸の整備促進
- (3) 上水道の整備促進
- (4) 都市基盤整備に関する交付金の充実
- (5) 街区公園等規模の小さな公園の大規模改修及び新規整備に係る補助制度の創設
- (6) 持続可能な地域公共交通の確保

【要望内容】

(1) 道路整備の促進等

ア 神奈川県内で計画されている地域高規格道路や国道整備は、まちづくりや地域の活性化に大きく影響するだけでなく、代替輸送路等としての役割も大いに期待されるものであり、県内町村にとって重要であることから、神奈川県内事業化区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を図ること。

イ 直轄国道及び高速道路（自動車専用道路含む）といった地域の骨格を形成している路線については、災害や悪天候の時にあっても、速度規制等の柔軟な運用により可能な限り通行を維持すること。また、やむを得ず通行止めとした際には、早期の通行再開に尽力すること。

(2) 河川海岸の整備促進

ア 相模川の堤防未整備区域について、全域整備を早期に完了させること。

イ 海岸の浸食傾向が著しく、砂浜の回復が喫緊の課題となっている相模湾沿岸においては、国の直轄事業として保全対策が進められているが、事業の早期完了と、安

定的かつ持続的な海岸保全を引き続き進めていくこと。

(3) 上水道の整備促進

- ア 有害な鉛が水道水に溶け出す鉛製給水管の取替工事は、水質基準の強化もあり、早急に完遂する必要があるが、財政基盤の脆弱な事業者にとって取替工事費の増嵩は大きな負担となることから、新設管への取替えに係る補助制度を創設すること。
- イ 全ての事業者において、早急に耐震化等の対策が図られるよう、防災・安全交付金の採択基準から、資本単価要件及び家庭用水道料金の要件を撤廃すること。
- ウ ろ過設備を有し、濁度の基準を満たす浄水施設においても、クリプトスポリジウム等を十分に除去し、より安全な水道水を供給するために、併設して新たに紫外線処理設備を整備する場合にも補助対象とするよう採択基準を拡大すること。
- エ 住民の生活を支える最重要のライフラインである水道施設については、老朽化による更新や耐震化などのため施設の強靱化が必要であるが、その財源について、特に町村のような小規模事業者にとっては、長期・低利の公的資金が充当されないと厳しい状況であるため、適切に対応すること。

(4) 都市基盤整備に関する交付金の充実

- ア 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金は、自治体の創意工夫を活かし、優先順位を考えた都市基盤整備を推進するうえで有意義な制度であるため、十分な所要額を確保するとともに、本交付金の一部を財源とした個別補助化などは行わないこと。

また、本交付金の運用にあたっては、申請金額単位を簡素化するとともに、交付金の割り落としにより補助対象外となった部分についても公共事業等債の対象にするなど配慮すること。
- イ 社会資本整備総合交付金により、更新を含めた建設、改修等が確実に実施できるよう、必要な財源を確保すること。また、長期安定的に道路整備及び管理を推進することができるよう、本交付金の外枠で新たな財源を創設すること。

ウ 橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を講ずること。

(5) 街区公園等規模の小さな公園の大規模改修及び新規整備に係る補助制度の創設

町村においては、街区公園等の小規模な都市公園や児童遊園地の改修や新規整備、集約及び統廃合などをする場合、独自の財源確保が困難であるため、町村が活用しやすい、補助要件が適切な新たな補助制度を創設すること。

(6) 持続可能な地域公共交通の確保

運転手不足等を理由に、各地域においてバス路線の撤退が加速し、交通空白地域が拡大している。地域住民の生活の足となる地域公共交通を維持・確保するため、交通業界に対する処遇改善支援を進めるとともに、運転手不足の解消に向けて、外国人材を受け入れやすくするための規制緩和を含めた抜本的な施策を講ずること。

また、地域公共交通の維持に係る補助対象事業や補助上限額等の見直しを行うとともに、自治体が独自に実施する補助事業に対しては交付税によらない財源措置とすること。さらに、交通事業者と自治体の連携を促進し、地域交通の持続性を支える制度的支援を強化すること。

8 教育の振興

【要望項目】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 就学前児童の教育充実(2) 学校教育の振興(3) 重要文化財保護の充実 |
|---|

【要望内容】

(1) 就学前児童の教育充実

子育てのための施設等利用給付交付金については、事業の遂行に必要な予算を確保し、自治体に超過負担を生じさせないようにすること。

(2) 学校教育の振興

ア 小学3・4年生の外国語活動や小学5・6年生の外国語教育を円滑に実施できるよう、外国語指導者（F L T）及び外国語指導助手（A L T）の配置や指導環境の整備、指導教材の充実のための経費に係る財政措置の充実を図ること。

イ 小中学校のプログラミング教育が円滑に実施できるよう、教員に対するサポート体制強化のためのICT支援員等の配置経費に係る財政措置の充実を図ること。

ウ G I G Aスクール構想に伴う端末の更新費用は、新たな計画策定や県単位での共同調達など町村の事務負担を増大させる要件を設けることなく国費で確実に対応すること。またそれ以外の通信費や機器のメンテナンスなどの維持管理費用についても、校外や家庭での活用に伴う通信費等の費用も含めて、交付税措置によらず、補助制度による財政支援を講ずること。

エ 外国人児童生徒等に対する各言語の通訳や生活支援などのコーディネートを専門とする人材の配置に係る財政的・人的支援及びこうした人材派遣に係る実効性のあ

る制度を構築すること。

オ 学校の老朽化対策や災害時に避難所となる施設の大規模改修、生活環境の変化に対応したトイレの洋式化及びバリアフリー化については、後れが生じている自治体への支援を継続すること。なお、その際には物価変動や労務費等を勘案した実勢価格による支援とすること。

なお、学校の改修等は、安全性の観点等から時期を延伸すべきではないため、速やかに十分な予算額を確保すること。

カ 学校施設環境改善交付金は、物価高騰等の影響を反映した実工事費に見合う交付額とし、財政力指数による補助率の引き下げは行わないこと。

また、交付要件が複雑であり、申請に係る事務負担が増大していることから、制度を簡素化すること。

キ デジタル教科書の導入については、教育の充実を図る観点から、その効果や課題、活用の状況を十分検証し、児童生徒や町村の意見等を十分踏まえながら進めること。

ク こどもに対する食育をより一層推進するとともに、食物アレルギー対応や異物混入防止等、食の安全性を確保するため、栄養教諭又は学校栄養職員の配置を拡大する観点から国の配置基準を見直すこと。

ケ 新学習指導要領の実施に伴い高度化・多様化する学習内容への対応や、こどもたちの発達段階や個に応じたきめ細かな教育への対応など、学校に求められる様々な取組みに適切に応えていくため、教職員定数の充実や小規模校に対する教職員の加配を行うとともに、スクール・サポート・スタッフや学習指導員の配置に係る財政措置を拡充すること。

コ 特別支援学級の児童・生徒や通常学級における発達障がいのある児童・生徒が増加していることから、支援が必要な児童・生徒数に応じて特別支援教育支援員を適切に配置できるよう、交付税措置によらない財政支援を行うとともに、特別支援教育コーディネーター（教育相談コーディネーター）、発達障がいに詳しい臨床心理士

などの配置に係る財政措置の充実を図ること。

サ 中学校における部活動の地域展開については、改革実行期間においても、生徒やその保護者、地方自治体などに過度な費用負担を生じさせることなく、生徒が従来どおり低廉な負担でスポーツや文化芸術等の活動を継続できるよう、国において十分な財政措置を継続的に講ずること。

(3) 重要文化財保護の充実

重要文化財の保護に係る予算措置については、自然災害による被災文化財の復旧分と通常の文化財保護分とを別枠にして明確に計上し、併せて財政措置の充実を図ること。